

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	松田 康之 (まつだ やすゆき)
○学位の種類	博士 (技術経営)
○授与番号	甲 第 1042 号
○授与年月日	2015 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	我が国における地域ブランド保護制度のあり方についての制度 研究
○審査委員	(主査) 玄場公規 (立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科教授) 高梨千賀子 (立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科准教授) 小田哲明 (立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科准教授)

<論文の内容の要旨>

本論文では、世界的に普及が進む地理的表示保護制度に注目し、その制度特徴を明らかにした上で現行制度との比較研究を行った。まず、地域ブランドの法的概念を整理したうえで、地理的表示保護制度と商標制度との比較を行い、法形式を選択するための要因について定量的な手法により比較検討した。その結果、関連する国際条約の加盟状況と各国の経済状況により法形式の選択に違いがあることに有意差が見られた。具体的には、公衆の誤認混同を保護の要件としない（追加的保護規定がある）リスボン協定及び TRIPS 協定の加盟率が高いことと独自制度（地理的表示保護制度）を創設していることに関連性があることが分かった。これは、地理的表示保護制度は品質保護に重点が置かれており、出所混同とは無関係に保護されることとの親和性が高いが、商標制度は需要者保護のため出所混同に重点が置かれていることが法形式の選択に影響を与えていることが考察された。また、世界銀行の分類による国民一人当たりの所得が中高（約 \$ 4 0 0 0 ~ 1 2 0 0 0）であることと独自制度（地理的表示保護制度）を創設していることに関連性があることが分かり、国民一人当たりの所得が高い（約 \$ 1 2 0 0 0 ~）ことと商標制度を創設していることに関連性があることが分かった。これは、中高所得の国が農業を重要産業ととらえ、地理的表示保護制度を積極的に導入して生産地を保護しようとし、高所得の国が工業中心または企業的農業中心であるため地理的表示に依存しない産業構造となっていることが原因であると考察された。つまり、加盟国際条約上の義務、自国の経済や産業政策が各国の

地理的表示保護制度の法形式の選択に影響を及ぼすことが見いだされた。これを基に、わが国の地理的表示保護制に対するあり方を考察し、国際的な制度調和の観点及び生産地保護の観点から、現行制度との整合性を図った上で、我が国にも特別な(sui generis)制度を導入する必要があると結論付けた。

<論文審査の結果の要旨>

地域産業の競争力を高め、地方経済を活性化させることを目的とした地域ブランドの取組みが注目を集めており、地域ブランド保護のためにわが国では地域団体商標制度が創設され、世界的には、地理的表示保護制度などが創設されている。わが国でも地理的表示保護制度が施行される予定であるが、地理的表示保護制度に関する知見はまだ少ない。

特に、地理的表示保護制度については、法律上の解釈や制度上の比較に関する研究はあるものの、条約の性質及び自国の経済や産業政策が法形式の選択に影響をもたらすことを定量分析により分析した例はない。

本論文は、世界における地域ブランド保護のための制度を研究し、我が国が導入する制度と比較した。そして、制度上の比較のみならず、その相違がどこから来るのかを見極め、各国における貧富の差及び主要産業の差にあることを結論付けた。さらに、我が国の制度導入までの経緯を丹念に調査し、地域ブランドに対する我が国の政策を分析し、今後我が国の地域ブランドの方向性を示すとともに、制度のあり方について提言を行った。

これらの点は、新たな視点を示すものであり、本論文は学術上及び実践上における寄与が少なくないと判断できるため、博士学位授与に値すると認める。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の主査は、学位申請者と本学大学院テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程の全在学期間を通じて恒常的に研究討論を進めてきた。また本論文提出後、主査及び副査は審査過程を通じて、各々の専門的見地から論文の内容について評価を行った。

本論文の審査のために、2015年1月17日(土)午前10時30分より午前12時00分までキャンパスプラザ京都第1講習室において論文審査委員会を開催した。この委員会では、まず学位申請者による英語での論文要旨の説明を受け、その後、論文内容に対して口頭試問を行った。各審査委員より論文の学術背景、研究方法論、分析手法、論理展開など学術的深みを確認するための質問が投げかけられ、いずれの質問に対しても申請者の回答は技術と経営の両面から適切なものであった。また、学位申請者は、英語での論文要旨の説明を行っており、時間や内容は国際学会でのそれと比較しても十分であったため、博士号取得に十分な英語力を有していると評価できる。

また、2015年2月7日（土）午後3時00分より午後4時00分までR202教室において公聴会を開催し、公聴会参加者より質問がなされたが、学位申請者の回答は適切かつ十分であった。

その結果、学位申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、先に行われた学力確認試験を通じ、技術経営領域における十分な学識を有し博士学位に相応しい学力を有していることが確認された。

以上の諸点を総合した結果、審査委員会は、学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項に基づいて「博士（技術経営 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。